

令和2年度文部科学省第2次補正予算 事業別資料集



生活に困っている学生等や芸術家・アスリート等の支援

- 国立大学における困窮学生に対する授業料等減免への緊急支援…………… 1
- 国立高等専門学校における困窮学生に対する授業料減免への緊急支援… 2
- 私立大学等における困窮学生に対する授業料減免等への緊急支援…………3
- 私立高等学校等に通う生徒等の家計急変世帯への授業料減免支援…………4
- 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業…5
- 文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ……………6
- 文化芸術・スポーツ活動の継続支援……………7
- 文化芸術収益力強化事業……………8
- スポーツイベントの再開支援……………9

大学や研究者への支援・研究基盤の強化

- 国立大学法人が行う短期借入に対する利子助成…………… 10
- 研究現場の環境整備を通じた研究活動の再開支援
（研究設備の遠隔化・自動化）…………… 11
- PCR検査体制強化に向けた大学保有機器の活用促進
（研究費等助成）…………… 12

児童生徒等や学生の学びの保障

- 学校の段階的再開に伴う児童生徒等の学びの保障…………… 13
- 加配教員の追加配置（義務教育費国庫負担金）…………… 14
- 学習指導員等の追加配置（補習等のための指導員等派遣事業）………… 15
- スクール・サポート・スタッフの追加配置
（補習等のための指導員等派遣事業）…………… 16
- 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費…………… 17
- 特別支援学校スクールバス感染症対策支援の拡充…………… 18
- 幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業
（新型コロナウイルス感染症対策）…………… 19
- 私立高等学校等への学校再開等支援…………… 20
- 日本人学校教育環境整備事業…………… 21
- 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保………… 22

国立大学における困窮学生に対する授業料等減免への緊急支援

令和2年度第2次補正予算額：45億円

(文部科学省所管)

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困窮する学生に対して、経済的理由により学びを断念することがないように、国立大学が授業料等の軽減措置を講じている場合に緊急支援を行う。

【背景・必要性】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化の影響により国民生活に大きな影響を生じさせ、家計支持者の経済状況に深刻な影響をもたらしているため、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように、学生に対する経済的支援の早急な実施が必要。

【主な支援内容】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化の影響により、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために、各大学が講じる独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援。

※ 各国立大学法人に対して運営費交付金で措置

国立高等専門学校における困窮学生に対する授業料減免への緊急支援

令和2年度第2次補正予算額：2.3億円

(文部科学省所管)

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により困窮する学生に対して、経済的理由により学びを断念することがないよう、国立高等専門学校機構が授業料の軽減措置を講じている場合に緊急支援を行う。

【背景・必要性】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化の影響により国民生活に大きな影響を生じさせ、家計支持者の経済状況に深刻な影響をもたらしているため、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないよう、学生に対する経済的支援の早急な実施が必要。

【主な支援内容】

新型コロナウイルス感染症拡大・長期化の影響により、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために、国立高等専門学校機構が講じる独自の授業料の軽減措置を実施するための経費を支援。

※ 独立行政法人国立高等専門学校機構に対して運営費交付金で措置

私立大学等における困窮学生に対する授業料減免等への緊急支援

令和2年度第2次補正予算額 94億円

(文部科学省所管)

概要

新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生に対して、授業料減免等を実施した大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助 (補助率2/3)

スキーム

授業料減免等を実施した大学等に対し、日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付

【対象】

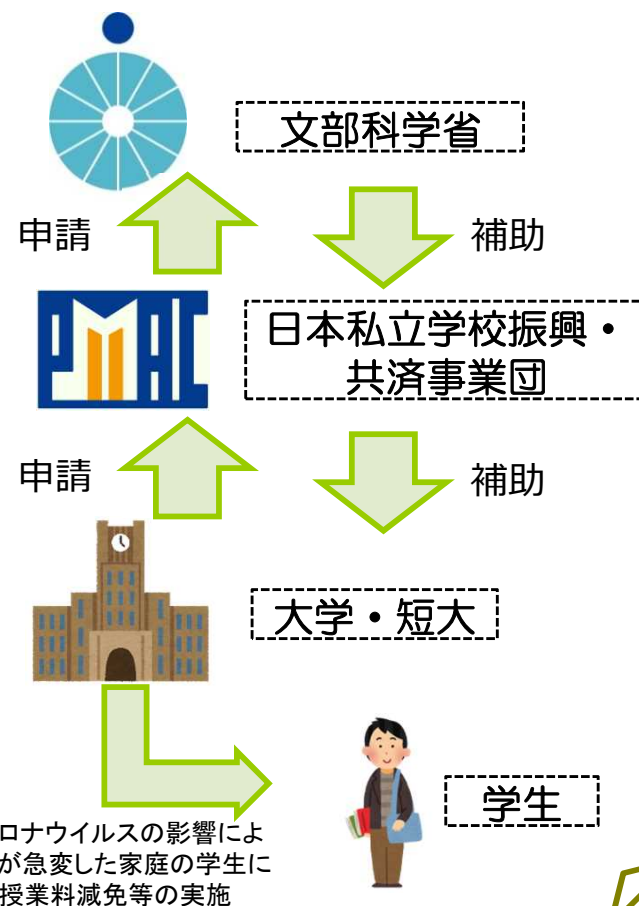
新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生に対して授業料減免等を実施した大学等

【補助率】

今般の新型コロナウイルスの影響により大幅な家計の急変が生じている学生の修学機会を確保するため、大学が独自に授業料減免等を行う場合に、国がその事業費の **2/3以内を補助** する。

私立大学等が実施する家計が急変した家庭の学生に対する授業料減免等に必要な経費を支援することを通じて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように支援

【補助の流れ】



私立高等学校等に通う生徒等の家計急変世帯への授業料減免支援

令和2年度第2次補正予算額 8.6億円

概要

私立高等学校等が新型コロナウイルス感染症を起因とした家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助

スキーム

【対象学校種】

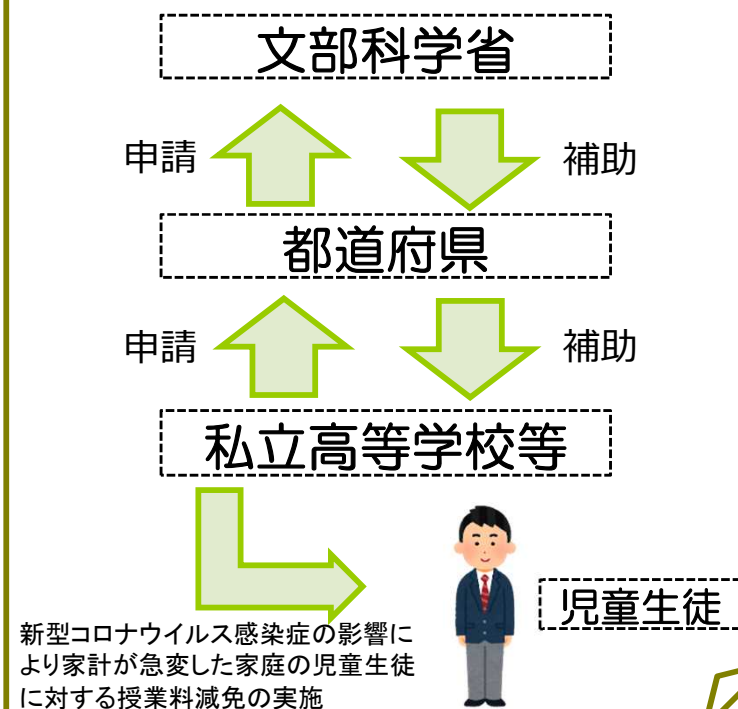
私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

【補助率】

都道府県補助額の1 / 2以内

新型コロナウイルス感染症を起因とする家計急変世帯の児童生徒が、安心して教育を受けることができるよう、授業料減免による修学支援を行う。

【補助の流れ】



専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業（拡充）

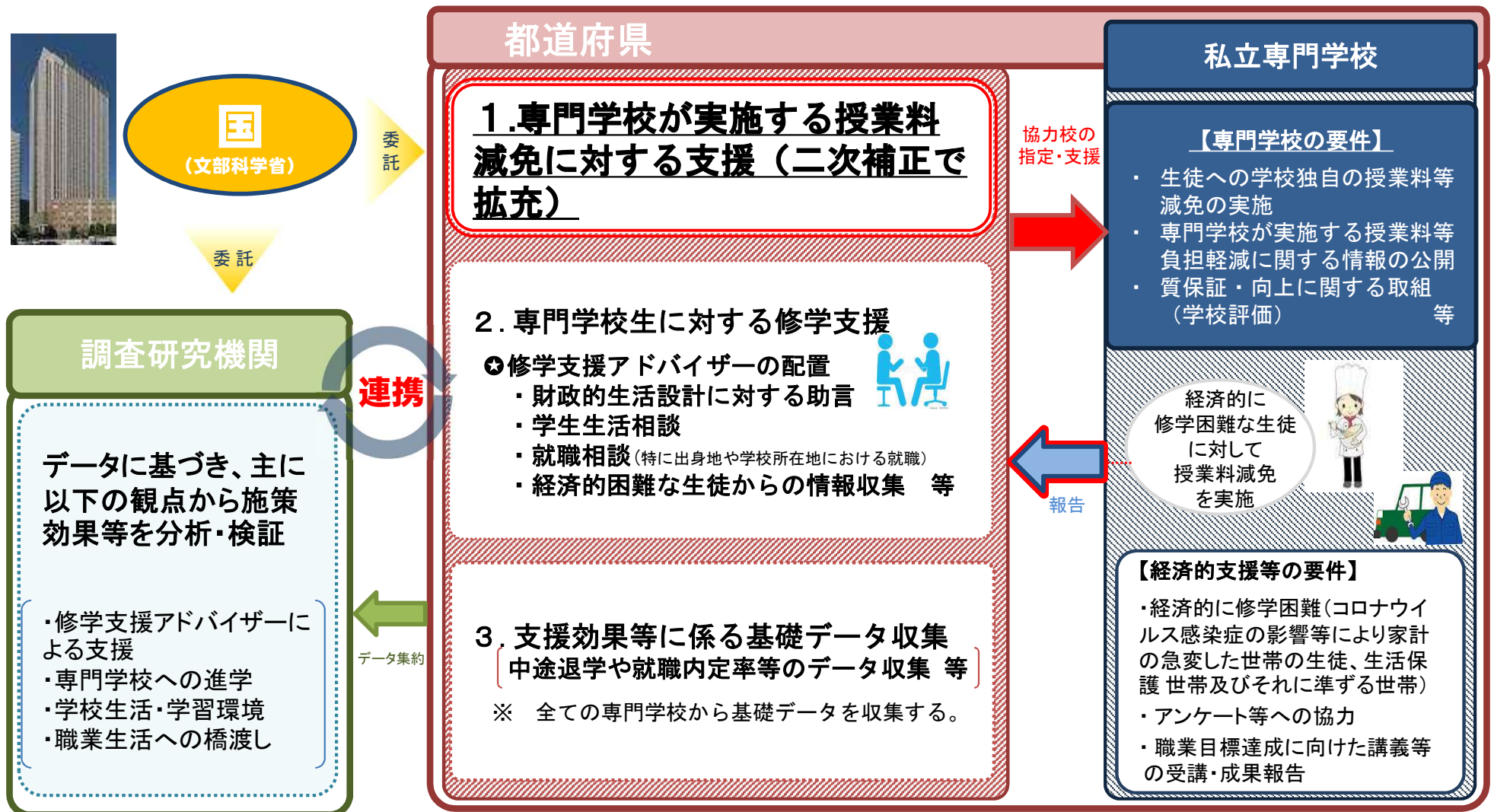
令和2年度第2次補正予算額
※令和2年度当初予算額

2.6億円
0.03億円

事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化の影響による家計急変による学業継続の困難、学校経営に与える影響を緊急に把握するため、専門学校が独自に実施する授業料の減免措置に上乗せして経済的支援を行い、施策効果等に関するデータを収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。

【対象】 都道府県・調査研究機関



新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図る。

支援策の概要

（1）標準的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-①）

- ・ 簡易な手続き・審査により、活動費を支援（20万円程度）
- ・ プロのフリーランスの実演家・技術スタッフ等の以下の取組などを支援
練習のための稽古場の確保、技能向上のための研修資料等の購入、調査・制作準備 等

（2）より積極的な取組を行うフリーランス等向け（活動継続・技能向上等支援A-②）

- ・ （1）の取組に加え、動画収録・配信による活動の発信等、発展的取組を追加して行うことで150万円まで応募可能

（3）小規模団体向け（活動継続・技能向上等支援B）

- ・ 活動費を支援
（150万円まで。複数のフリーランス等が連携して取り組む共同事業も応募可能＜1,500万円まで【10者の場合】＞）
- ・ 小規模団体の以下の取組などを支援
コロナ感染症対応の新たな公演・制作の企画 等（動画等による公演等の収録・配信、広報コンテンツの作成、感染症防止に対応した集団練習の実施等）

（4）中・大規模団体向け（収益力強化事業） ※ 小規模団体も応募可。

- ・ 150～2,500万円程度の事業を支援
- ・ 中・大規模団体の以下の取組などを支援
コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組 等（動画等の取組の他、舞台裏ツアー・役者との交流などの体験コンテンツ（VRの活用を含む）の開発、教育用独自演目の開発（これらの取組に係る準備を含む）等）

趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術・スポーツ関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術・スポーツ関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術・スポーツの振興を図る。

事業 内容

◎支援の対象

● 対象となる活動

以下の取組を含む「活動計画」の実施に必要な経費を支援。

(1) 以下の①～③のいずれかの取組（複数可）

- ① 国内外の観客、参加者等の回復・開拓
- ② 活動の継続・再開のための公演・制作、競技運営方法等の検討・準備・実施
- ③ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化

(2) (1)の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組

● 対象者

文化芸術・スポーツ関係団体等（社団・財団法人（一般・公益）、任意団体、フリーランスの実演家や技術スタッフ等を含む。）

※活動継続・技能向上等支援A：フリーランスの実演家・技術スタッフ等向け

活動継続・技能向上等支援B：小規模団体向け（その他。複数のフリーランス等が連携して取り組む共同申請の場合を含む）

◎支援額

上記(1)の経費 100万円まで

(2)の経費 50万円まで

※ 合計150万円までなどの条件あり

－ 共同申請の場合は、【共同申請者数×150万円】で1,500万円まで

趣旨

多くの文化芸術団体は、これまで入場料収入を中心に経営を維持してきており、新型コロナウイルスの感染拡大による収益機会の減少などにより、経営環境は厳しさを増している。このため、文化芸術団体の収益構造の抜本的改革を促し、活動の持続可能性を高めるため、各分野の特性を活かした新しい収益確保・強化策の実践を通じて、国内の新たな鑑賞者の拡充や海外需要を引き寄せる。本事業で得られた成果を活用し、費用対効果を検証することで、持続的な文化芸術団体の活動のあり方を検討する。

◎事業概要 (令和2年度1次補正予算の事業を一部拡充)

舞台芸術やメディア芸術の各分野の特性を活かした新しい鑑賞環境の確立などの収益力確保・強化の取組を実践。例えば、舞台芸術や映画の収益構造では、会場の収容人員以上の収入を得ることは困難で、今後は密集を避けるため来場者が制限される場合もあることから、動画等による公演等の収録・配信の取組等を実践。本事業で得られた成果を活用し、費用対効果を検証することで活動例のベストプラクティスを収集し、持続的な文化芸術団体の活動のあり方を検討する。

事業内容

● コロナ後を見据えた新たな市場開拓・事業構造改革の取組等を実践 (対象となる活動例)

- ・ 動画等による公演等の収録・配信 (ウェブ、ライブビューイングやそれらのアーカイブ化によるコンテンツの充実等) の取組
 - ・ 舞台裏ツアー・役者との交流などの体験コンテンツ (VRの活用を含む) の開発
 - ・ 教育用独自演目の開発 等
- ※ これらの取組に係る準備を含む。

● 対象者

中・大規模の文化芸術団体 (小規模団体の応募も可)

※ 7分野を想定：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、映画、メディア芸術

● 支援額

150～2,500万円/1事業を想定



◆趣旨・目的

全国規模のスポーツイベントの主催者による①会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、②継続的な集客等のための広報、③施設の確保、④選手等の非感染状態確認のために必要な費用や、部活動の全国大会に代わる地方大会の開催に必要な費用を補助することにより、様々なスポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は開催を促進する。

◆支援内容：以下のⅠ及びⅡに必要な経費を補助する。

Ⅰ 全国規模のスポーツイベントの再開支援

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止

- ✓ サーモメーター、消毒用アルコール等の購入に係る経費
- ✓ 検温、監視、観客情報の把握等を行う人員の確保に必要な経費

②継続的な集客等のための広報

- ✓ 適切な感染拡大防止策を講じている旨の広報や集客のための広報に必要な経費
- ✓ 感染への不安等から自宅での観戦を希望する者や新規ファンとなり得る潜在的顧客に対し、臨場感を持って観戦可能な放送・配信用コンテンツの作成等に必要な費用

③施設の確保

- ✓ イベントの会場となるスポーツ施設の使用料等の経費

④選手等の非感染状態確認

- ✓ 身体的接触を伴う競技について、選手が安心して試合に臨めるようにするため、選手及び関係者に対する民間のPCR検査、抗原検査等の実施に必要な経費

Ⅱ 部活動全国大会の代替地方大会の開催支援

- ✓ 学校の部活動の全国大会が中止されたことに伴い、生徒のこれまでの活動の集大成の場としての地方大会の開催に必要な運営経費や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

※ 感染症対策を十分に講じた地方大会の開催支援を通じて、最終学年の生徒が推薦入試等において活用できる競技成績を得られる機会を確保することにより、スポーツ分野における生徒の進路選択の幅を広げることに資する。

◆補助対象等

- Ⅰ 全国規模のリーグ又は大会の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等
 - ：1会場当たり 上限1,000万円（1/2補助）
- Ⅱ 部活動の全国大会の代替として開催される地方大会の主催者（都道府県及び都道府県の高体連、競技団体等）
 - ：1大会（総合競技大会）当たり 上限1,000万円（定額補助）※競技ごとの大会も支援対象

(文部科学省所管)

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、附属病院を有する国立大学法人が行う、民間金融機関からの短期借入に対し、利子を助成することにより、附属病院及び大学の経営安定を図り、医療提供体制を確保する。

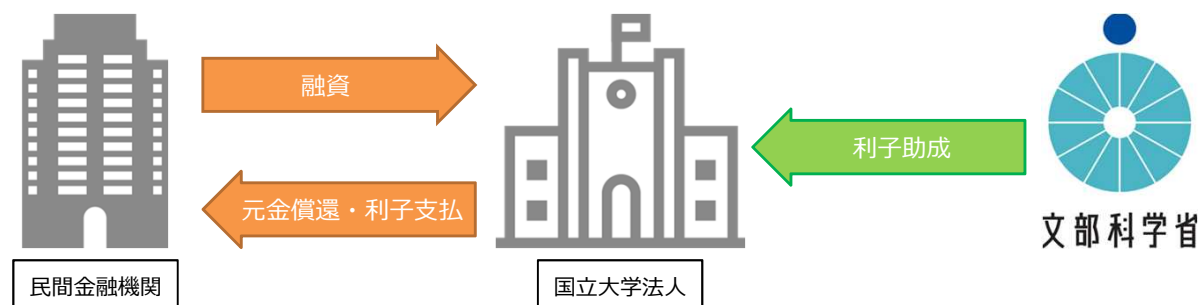
【背景・必要性】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国立大学法人が有する附属病院は、自治体等からの要請を踏まえ、重症患者の受入れ等を進めているが、この対応により外来や手術の抑制を行っており、資金繰りが悪化しているため、短期的な資金調達を支援することが必要。

【主な支援内容】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、附属病院を有する国立大学法人が、民間金融機関から短期借入を行う場合、その償還に係る利子を助成。

【利子助成率：元金の約0.3%】



趣旨・目的

- **新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、大学等においては、学生や研究者の入構が制限され、研究設備・機器を用いた実験等ができない状況**であるとともに、**バイオリソースの安定的な維持・提供が危機的状況**。
学位取得を目前に控えた修士・博士課程の学生、ポストクや任期付の若手研究者のキャリアへの影響を防ぐためにも、「3密」を防ぎつつ、研究活動を再開・継続できる環境を整備する必要。
- **研究者からのニーズの高い、共用研究設備・機器**について、**遠隔利用や実験の自動化を推進するための設備・機器の導入等を支援**することで、**学生・教職員等を新型コロナウイルス感染症の脅威から守りつつ、研究活動の維持・強化を図る。**
- **バイオリソースについて、遠隔監視や自動化による環境維持を支援**することで、**出勤自粛の影響下でも着実な維持・提供を図る。**

- ◇ 遠隔利用や自動化が可能になることで、**研究設備・機器が設置されている現場に行かずとも、実験が可能に**。
全国の若手をはじめとする研究者からのアクセスが容易になり、我が国の研究力向上にも資する。
- ◇ バイオリソースの遠隔での環境維持により、**保守・点検の効率化**が可能に。

概要

① 大学等における研究設備の遠隔化・自動化の推進に向けた基盤構築（21億円）

大学等が保有する研究基盤のうち、緊急性や効果の観点から、以下の要件すべて該当するものについて、**研究設備の遠隔化や自動化のための設備・機器の導入**を支援。

- I. 産学官への高い共用実績を有する機関への整備（**共用設備に限定**）
- II. 研究開発の中断等で修士・博士学生等のキャリアに著しく支障があるもの（**利用ニーズが高いものに限定**）
- III. 早期に執行・導入し、直ちに遠隔利用・自動化が可能となる（**即効性の高いものに限定**）

② 大学等におけるバイオリソースの安定的な維持・提供に向けた基盤構築（9.4億円）

ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける高品質なバイオリソースは、一度リソースを失ってしまうと、最長20年、最低でも3年は復元に要するなど、**希少性が高い貴重な研究資源**（きめ細かな人的作業による生体飼育等がリソースの安定的な維持に不可欠で、**現在も職員が出勤・作業している状況**）。

現下の自粛状況や今後同様の事態が生じた際においても**職員に出勤のリスク等を負わせることなく、貴重なバイオリソースの着実な維持・提供が可能**となるよう、**自動飼育／生育設備やテレモニタリング（リモートセンシング）環境を構築**する。

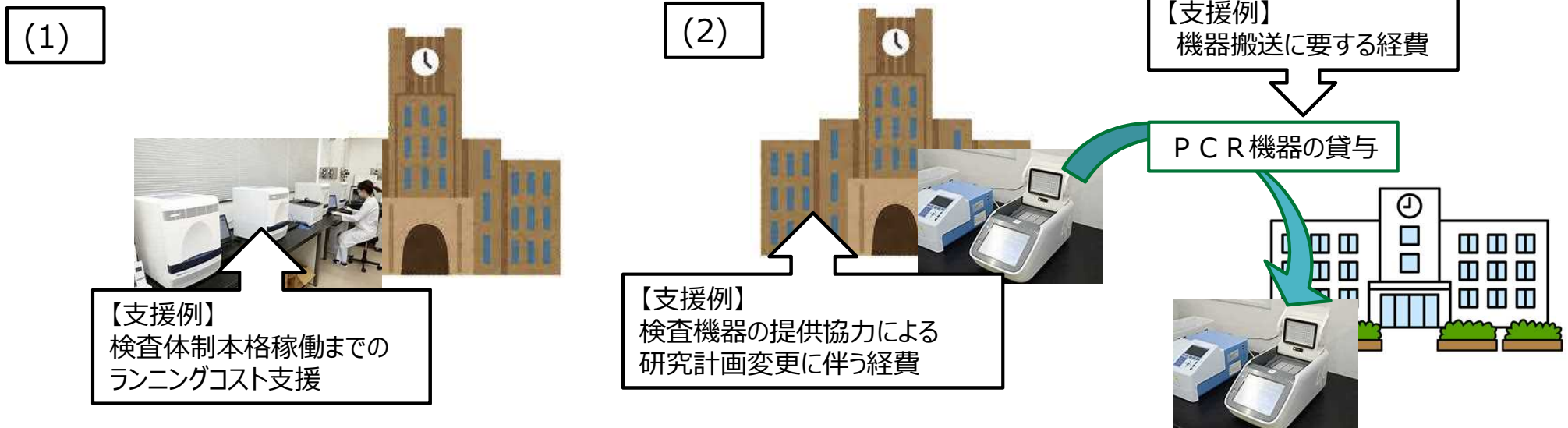
趣旨

- ・全国的なPCR検査体制の構築は喫緊の課題であり、大学の協力を促進する必要。
- ・大学研究室におけるPCR機器を新型コロナウイルス感染症の検査に活用する場合、この機器が使用できなくなることにより研究計画の変更等の必要が生じ、これに伴って新たな試薬・消耗品購入等の経費が発生。
- ・この経費に対応するため、PCR検査に協力する大学研究室に対し、特例的に奨励的な研究費助成を行う。
- ・なお、助成趣旨に鑑み、大学研究室においてPCR検査を行う場合の初期投資に係る経費など、PCR検査体制構築に向けて、診療報酬等の通常の医療行政では必ずしも対応できない経費についても、柔軟に支援の対象とする。

必要経費

PCR検査機器の提供による研究計画の変更等に伴う経費や、PCR検査体制構築のための初期投資に係る経費等について柔軟に支援

- (1) 自らPCR検査を実施する大学への支援
- (2) PCR機器を他の検査機関等に貸与する大学への支援



(経緯・目的)

- 文部科学省は、5月15日に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」において、感染症対策を徹底した上で、段階的に教育活動を開始し、学校における教育活動を充実していくことについて基本的な考え方と取組の方向性を示したところ。
- 今後、感染症対策を講じながら最大限子供たちの学びを保障することが重要であり、国としても、児童生徒の学びの保障に必要な人的体制、物的体制の強化について支援を行う。

I 学習保障に必要な人的体制の強化（310億円）

臨時休業の長期化や段階的な学校再開を見据え、子供たちを誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障するため、退職教員や教職課程の学生をはじめとする大学生等、幅広い人材を雇用し緊急的に追加配置（84,900人）

1. 教員の加配（負担率1/3）

・地域の感染状況に応じて、小中学校の最終学年（小6・中3）を少人数編成するために必要な教員を加配（3,100人）



2. 学習指導員の追加配置（補助率1/3）

・子供たち一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導を図るためのTT指導、家庭学習の準備・チェックの実施等の学級担任の補助や、放課後や長期休業中等を活用した補習学習、習熟度別学習などを実施するため、学習指導員を大規模追加配置（61,200人）

3. スクール・サポート・スタッフの追加配置（補助率1/3）

・段階的な学校再開に伴う家庭用教材等の印刷・保護者への連絡業務、健康管理等、増加する学級担任等の業務をサポートするため、スクール・サポート・スタッフを追加配置（20,600人）

<参考>

学校再開に伴い追加的に必要となってくるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケアのための看護師の配置については、各学校の状況に応じて必要な措置が取れるよう対応

III 特別支援学校スクールバス感染症対策支援の拡充（16億円）

障害のある幼児児童生徒の安全安心な通学環境を確保するため、特別支援学校のスクールバスにおける、感染リスクの低減を図るための取組等を支援

補助率 公立・私立：1/2 国立：10/10

II 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費（405億円）

段階的な学校再開に伴い、学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするため、新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援

（補助率 公立・私立1/2 国立：10/10）

◆ 1校当たりの上限額：100万円～300万円程度（感染状況等に応じて加算あり）

◆ 対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

○ 学校における感染症対策等への支援

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィ等の購入経費
- ・教室における3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費
- ・学校給食について、調理員の熱中症対策に必要な経費



○ 子供たちの学習保障の取組への支援

- ・特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、家庭における学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びの確実な定着を図るために必要な経費
- ・学校電話機の臨時増設等、家庭との連絡体制強化に必要な経費
- ・教室における3密対策として、空き教室を活用した授業の実施に必要な備品購入費

IV 幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（30億円）

感染症対策の強化を図るため、マスクや消毒液等の購入等に必要となる経費や感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）を支援

補助率：10/10（1施設あたり50万円以内）

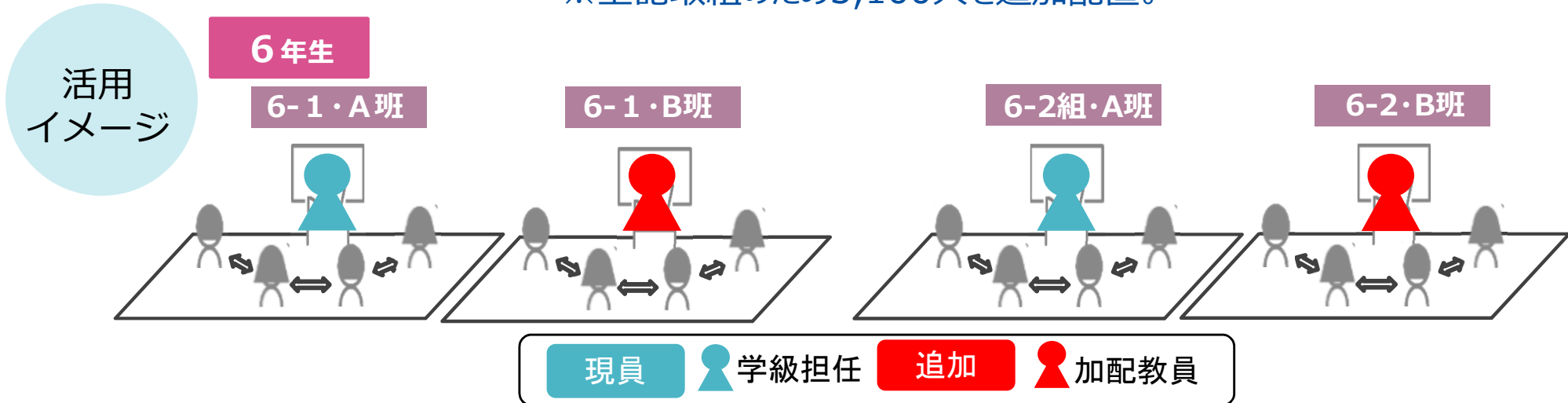
<参考>

義務教育段階や高校教育段階における低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費については、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費、高校生等奨学給付金の特例的な追加支給により、必要な措置が取れるよう対応

学校再開にあたって3密を避けるための環境づくり等、
地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために実施する
小中学校の最終学年（小6・中3）を少人数編成するために必要な

加配教員を追加配置

※上記取組のため3,100人を追加配置。



最終学年の学びを最大限確保するため、優先的に毎日登校。
学級を分けて一方のグループを加配教員が担当し、感染拡大防止及びきめ細かい指導を徹底。
その他、学習指導員やスクール・サポート・スタッフと協力し、学校全体の指導運営体制の強化充実を図る。

実施
主体

都道府県
政令指定都市

負担
割合

国 1/3
都道府県・政令指定都市 2/3

学習指導員等の追加配置

(補習等のための指導員等派遣事業)

令和2年度第2次補正予算額

232億円



文部科学省

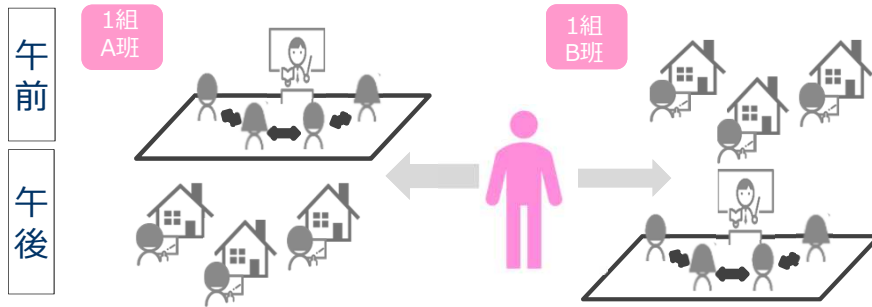


補習等のための
指導員等派遣事業
Supporters for school

学校再開にあたって3密を避けるための環境づくり等、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など子供の学びの保障を徹底的にサポートするため、学校教育活動を支援する人手が必要。このため、令和2年度第1次補正予算に引き続き、

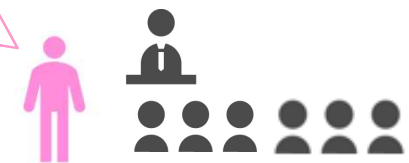
学習指導員を大規模追加配置【61,200人】

学級をグループに分けた分散登校時などの際、**家庭学習の準備**・**提出物の採点**、**授業準備の補助**、複数による**TT指導**(team-teaching)など、学級担任をサポート



内容の定着が不十分な児童生徒に対して個別にきめ細かにフォローできるよう、複数による**TT指導**(team-teaching)実施のために配置

授業の進度や内容の充実度などに応じて、きめ細かく個別にフォローに入ります。



TT指導

習熟度にばらつきが出やすい教科等について、感染症対策も兼ねて**習熟度別学習**を実施するために配置



※教育課程内の授業を単独で学習指導員が行う場合は教員免許状が必要。

活用イメージ
(例)

内容の定着が不十分な児童生徒に対して、放課後や長期休業中などを活用した**補習授業**等を実施するために配置



対象校種 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

実施主体 都道府県 政令指定都市

想定人材 退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

補助割合 国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3

スクール・サポート・スタッフの追加配置

(補習等のための指導員等派遣事業)

令和2年度第2次補正予算額

38億円



文部科学省



補習等のための
指導員等派遣事業
Supporters for school

学校再開にあたって3密を避けるための環境づくり等、
新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教師等の業務をサポートし、
教師が子供の学びの保障に注力できるようにするため、

緊急的にスクール・サポート・スタッフを大規模追加配置

令和2年度当初予算分(4600人)で未配置の小中学校20,600校分(計25,200人)を配置

活用
イメージ
(例)



家庭学習や家庭への
連絡資料の準備
印刷、帳合など



子供の健康観察の
とりまとめ作業等



家庭との連絡業務増加
に伴う補助



分散登校等による
複数回の登校支援



教室内の換気や消毒など
の感染症対策

対象
校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校
中等教育学校(前期課程のみ)
特別支援学校(小学部・中学部)

実施
主体

都道府県
政令指定都市

想定
人材

教師志望の学生をはじめとする大学生、地域
の方々など幅広い人材

補助
割合

国 1/3
都道府県・政令指定都市 2/3

(概要)

- 学びを段階的に再開する学校や、すでに再開した学校においては、感染拡大のリスクを最小限にするため学校における感染症対策を強化するとともに、分散登校等の積極的な活用と家庭学習を組み合わせることにより、子供たちの学習保障等に万全を期す必要がある。
- 各学校が、段階的な学校再開に際して学校の感染症対策等を徹底しながら子供たちの学習保障をするために、新たな試みを実施するに当たり、**校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を国が緊急的に措置する。**
 - ➔ 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 ➔ 補助率：公立・私立（1/2） 国立（10/10）
 - ➔ 交付額：地域の感染状況、学校規模等に応じ **1校当たりの上限額（100万～300万円程度*感染状況等に応じて加算あり）の範囲で、学校等の必要に応じて支援メニューから自由に選択可能**

段階的な学校再開等に対応する学校現場等への支援メニュー

学校における感染症対策等への支援

■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費

- ☞ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ☞ 特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィー等の購入経費
- ☞ 教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター等の購入経費



■ 夏季における学校給食実施に必要な経費

- ☞ 従来夏季休業期間に学校給食を実施する場合に必要な調理員の熱中症対策に必要な経費

子供たちの学習保障の取組への支援

■ 児童生徒の学びの確実な定着のために必要な経費

- ☞ 特に感染症の拡大を警戒する必要がある地域において、家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費



■ 家庭との連絡体制強化に必要な経費

- ☞ 家庭等との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、臨時的な学校電話機の増設等、学校における連絡体制の強化に必要な経費

■ 空き教室等の活用に必要な経費

- ☞ 教室における3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品等の購入経費


概要

特別支援学校のスクールバスについては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、学校を再開していくに当たって対応が求められている。そのため、学校設置者が実施するスクールバスの感染リスクの低減を図る取組の強化を図るため、第1次補正予算に引き続き、支援を実施する。

◆「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日）より抜粋
 特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えている。新型コロナウイルス感染症は、重症化すれば命に関わる危険性があることも踏まえ、特別支援学校における学校教育活動については、一層慎重に対応することが求められ、再開に向けては児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた検討が必要である。

事業内容

学校設置者において、地域の感染状況等を踏まえながら、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、以下の取組を実施する場合、その経費について支援する。

- **スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組** 
 - ・通常時に運行しているスクールバスに加え、スクールバスの増便やジャンボタクシーの借り上げ など
- **スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための福祉タクシー等借り上げの取組**

補助率

- ・特別支援学校を設置する地方自治体、学校法人 1 / 2
- ・特別支援学校を設置する国立大学法人 10 / 10

幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業 (新型コロナウイルス感染症対策)

令和2年度第2次補正予算額

30億円



文部科学省

<事業概要>

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む（以下、「幼稚園」という。））において、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）を補助する。

※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

<実施主体> 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者

<事業内容> ①幼稚園へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入への支援

新 ②感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への支援
(感染症対策の取組徹底による業務量増への対応)



<対象施設> 幼稚園、幼稚園型認定こども園

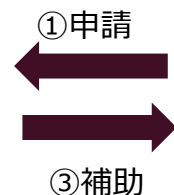
<補助基準額> ①及び②の合計 1施設あたり 500千円以内

<補助率> 国 10/10

■ 幼稚園の設置者による物品購入のイメージ



都道府県等



幼稚園



②感染防止用の備品等の購入



私立高等学校等への学校再開等支援

令和2年度第2次補正予算額

8億円

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休校等に伴う未指導分の補習等を実施するため、私立高等学校等が行う学習指導員等の追加的人材の配置にかかる経費に対し、都道府県が助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助

スキーム

私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費））の「多彩な人材の活用等による教育の推進」による支援

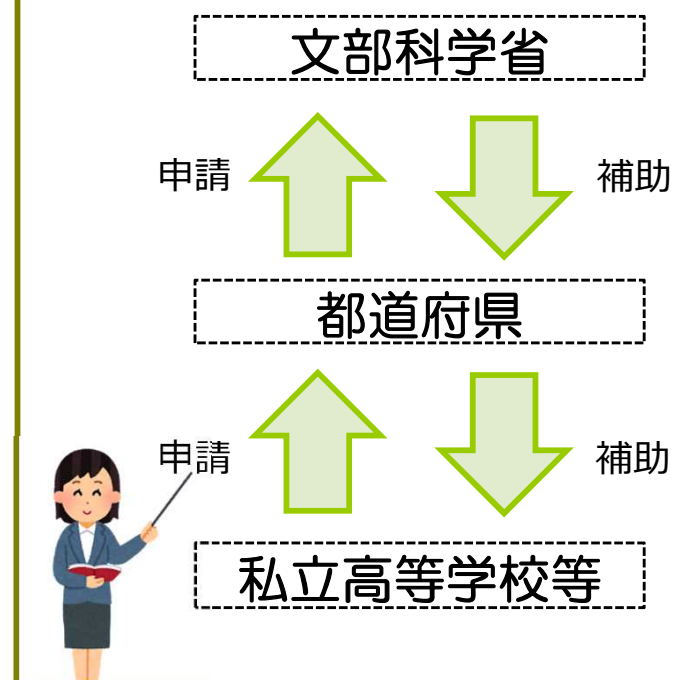
【対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

【補助率】

都道府県補助額の1 / 2以内
（ただし、1校あたり50万円が補助上限額）

【補助の流れ】



目的

(文部科学省所管)

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により在外教育施設に生じた様々な課題に対応し、**児童生徒の学びの保障を図り、非常時でも途切れない教育体制**を確立するために、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う**PC端末の整備、ICT支援員の配置**及びPC端末を活用した**コロナ禍における教育体制構築に関する実証事業の費用を補助**する。

事業概要

① 児童生徒及び教師用のPC端末整備 (1 / 2 補助)

- 感染症の影響により家庭でのオンライン授業等ICTを活用した教育が必須となり、その環境整備が急務となっていることから、児童生徒及び教師に1人に1台のPC環境を実現。
 - ・児童生徒用PC 約11,000台 教師用PC 約1,000台

② ICT支援員の配置 (1 / 2 補助)

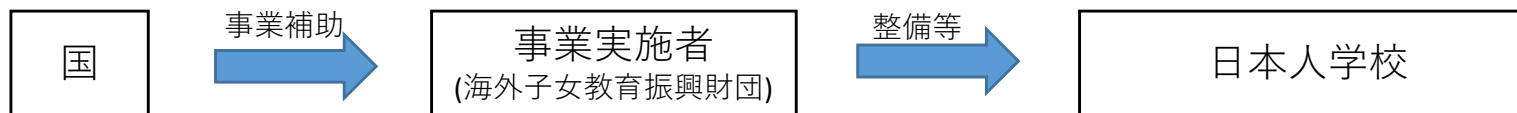
- 新規導入PC台数が50台以上の学校に対し、ICT支援員を配置。

③ コロナ禍におけるICTを活用した教育体制構築に関する実証事業 (定額補助)

- コロナ禍における児童生徒の学習機会に与える影響の軽減を図るため、ICTを活用した教育体制の構築を目的とし、在外教育施設特有の課題抽出、効果検証を行うための実証事業を30校程度を対象に実施。

- (取組例)
- ・学校同士が連携し、オンライン授業の共同実施や児童生徒間の交流を行う取組み
 - ・国内の待機教員や一時帰国生徒の参画を得て、効果的な授業運営を行う取組み
 - ・ICTを活用した児童生徒への指導・評価やカウンセリングを行う取組み

【スキーム図】



【概要】

(文部科学省所管)

(背景・課題)

- 新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業の実施ニーズが増えているところ、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

(対応)

- 実施のニーズがある全ての大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

(効果)

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

②遠隔授業を行うための機材整備

大学等側 ：カメラ・音声機器等

学生側 ：モバイル通信装置

③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

（機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（T A等）の配置など）

